

## ◇ その他資本剰余金の処分による配当を受けた場合

**Q** : 当社は10年前からA株式を所有しています。当期の株主総会で、A社はその他資本剰余金を取り崩して株主に配当する旨の決議を行いました。この配当により交付を受けた金銭の税務上の取扱いについて教えてください。

**A** : 通常の配当と同様に収益計上し、受取配当等の益金不算入の制度の適用を受けることができます。

### 【解説】

これまでは、資本充実の原則から資本剰余金を配当のために取崩すことができなかったのですが、平成13年度の商法改正により、資本剰余金を取り崩して株主に金銭を交付することができるようになりました。この場合の会計上の処理は、その他資本剰余金を原資として行われる配当の額を有価証券の帳簿価額から減額することとされています。これは、会計上は、資本と利益は明確に区分しなければならないと考えられているからです。

一方、法人税法上は、配当は利益の配当又は剰余金の分配とされており、配当原資が当期末処分利益なのか、その他資本剰余金なのかの区分をしていません。したがって、ご質問のような、その他資本剰余金を原資とする配当を受けた場合であっても、通常の配当を受けた場合と何ら処理は変わらず、受取配当として収益計上するとともに、受取配当等の益金不算入の制度の適用も受けることができます。

